公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年10月28日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：ラオス国初等教育における算数指導力・学習強化プロジェクト

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業　務　名　称：ラオス国初等教育における算数指導力・学習強化プロジェクト

調達管理番号：26a00773

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年10月28日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．　競争に付する事項

（１）業務名称：ラオス国初等教育における算数指導力・学習強化プロジェクト

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

（４）契約履行期間（予定）：2027年1月　～　2030年12月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第１期：2027 年 1 月　～　2028 年 12 月

第２期：2029 年 1 月　～　2030 年 12 月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICA の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が 12 か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

第１期

１）第１回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
２）第２回（契約締結後13か月以降）：契約金額の20%を限度とする。
第２期
１）第１回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
２）第２回（契約締結後13か月以降）：契約金額の20%を限度とする。

（６）部分払の設定
本契約については、１会計年度に１回部分払を設定します。[1]具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。
第１期
１）2027 年度（2027 年 12 月頃）
第２期
１）2029 年度（2029 年 12 月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口
国際協力調達部　契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部
人間開発部　基礎教育グループ基礎教育第一チーム

（３）日程
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年　11月　2日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年　11月　5日　12時まで
3	質問への回答	2026年　11月　10日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年　11月　24日　12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年　12月　3日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先：

[1] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

		https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023年7月公示から変更となりました。

３． 競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４． 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・第３章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

５． 企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/Q9tcWEZh7u

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６． プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１） プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFに

パスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（https://partner.jica.go.jp/）

（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

７． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙４の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約

交渉権者を決定します。

８． 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【１】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【１】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と㊟討議議事録（以下、「R/D」）で設定した㊟プロジェクトの**目標、成果、主な活動に対して**、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	子どもの能動的な学習の時間（Time on Task）の増加を図るための教科書・指導書	第3条2 （2）

	の具体的な改訂方針と方法・手順（具体的な紙面サンプルイメージを含む）	
2	改訂教科書・指導書の趣旨を教員に効果的に伝達するための導入研修における工夫	第3条2 （3）
3	教科書・指導書の趣旨を学校現場で定着させる上での学校ベースのCPD（継続的専門能力開発：Continuous Professional Development）の内容・方法（主に27,28年度に実施）	第3条2 （4）③
4	学習データの活用に基づく、学校ベースのCPDの仕組みや内容の改善の方向性（主に29,30年度に実施）	第3条2 （4）③
5	教科書改訂や学校ベースCPDの改善による、児童の学習への効果を把握するためのデータ収集・分析計画	第3条2 （6）

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  1 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  2 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第３章「２.業務実施上の条件」参照）
  3 共同企業体構成員としての構成（法人）（第１章「３.競争参加資格」参照）

- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【２】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第１条　業務の目的

「第２条　業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第３条　実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第４条　業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第２条　業務の背景

別紙１「案件概要表」のとおり。

・詳細計画策定調査実施時期：2026年7月

・RD署名：2026年9月10日

第３条　実施方針及び留意事項

１．共通留意事項

別紙２「共通留意事項」のとおり。

２．本業務に係る実施方針及び留意事項

（１）クラスター戦略の下での業務方針

本事業は、JICAグローバル・アジェンダ「教育」における「教科書・教材開発を通

じた学びの改善」クラスター戦略に基づいて実施される。同クラスター戦略では、児童及び教師の実態に即した教科書・教材の開発、児童が授業中に能動的に学習する時間の確保、ならびに教員研修・CPDを通じた教員の行動変容、授業実践の改善が重視されている。本事業では、初等算数の教科書・指導書を児童の学力や教師の力量を勘案し、授業時間中の児童の能動的な学習の時間を十分に確保する観点から教材を改訂し、導入研修及び学校ベースのCPDを通じて教師による効果的な活用を支援する。

（２）成果１に関連する実施方針・留意事項[2]

①教科書・指導書の改訂方針

現行の小学校算数教科書は、「問題把握」「個人解決」「考えの比較・話合い」「練習問題」「まとめ」の5段階から成る問題解決型学習を採用している。先行案件である「初等算数授業改善のための教員指導力強化プロジェクト」（Project for Strengthening Teacher Capacity to Improve Primary Mathematics Lessons。以下、「iTEAM2」という。） の調査では、従前の教科書と比較して、「個人解決」「考えの比較・話合い」「練習問題」を通じ、教師が児童の能動的な学習時間を授業時間の中でとろうとしていることが確認された。一方、授業観察では、特に「個人解決」及び「考えの比較・話合い」の段階で教師が指導上の難しさを抱え、その結果、「練習問題」に取り組む時間が十分に確保されない場合があることも確認されている。また、教師が自らの指導手順や授業運営に意識を集中するあまり、児童一人ひとりの学習状況や理解度を十分に把握することが難しい場合があることも確認されている。

これらの確認結果を踏まえ、初等4～6年生の算数教科書及び指導書の改訂について、詳細計画策定調査においてラオス教育スポーツ省と以下の改訂方針を合意した。

- 子どもの能動的な学習の時間（Time on Task）の増加：
  ５段階の問題解決型学習の基本構造は維持しつつ、授業時間中に、児童が「練習問題」を通じて、問題を解く、解法を説明する、友人から教わる、教科書・ノー

[2] 児童の能動的な学習の時間の増加及び形成的評価の強化を実現するための教科書・指導書の具体的な改訂方法について以下の点を含めて提案すること。
・「個人解決」「考えの比較・話合い」及び「練習問題」の構成や配分をどのように見直すか
・教師による児童の理解状況の把握及び指導への活用をどのように支援するか
あわせて、教科書又は指導書の紙面サンプルイメージを含めること。

トを振り返る等の能動的な学習の時間（Time on Task）を十分に確保できるよう留意する。特に、「個人解決」及び「考えの比較・話合い」の段階については、学習効果を損なわない範囲で簡潔化・焦点化し、「練習問題」に充てる時間を増やすことを目指す。本方針については、教科書開発を担う国立教育科学研究所（Research Institute for Educational Science。以下、「RIES」という。）とプロジェクト開始後に改めて協議等を通し、認識のすり合わせ、確認を行う。

- 形成的評価の強化：
  教師が児童の学習状況を把握し、授業中及び単元末に適切な支援・改善を行えるよう、教師による形成的評価の強化を念頭に、教科書・指導書の改訂を行う。具体的には、練習問題のうち学習到達状況を把握する上で重要となる設問の明示、短時間で実施可能な単元末ミニテストの導入等について、教科書・指導書への反映方法を検討する。
- 指導書の改訂方針：
  現行指導書については、内容が難しく、分量が多いとの教師からのフィードバックがあるため、教師が授業内容及び授業の流れを短時間で把握できるよう、指導手順の説明を簡潔化する。また、特に高学年の図形領域等において不足が指摘されている解法支援を充実させるため、RIES は別途解答冊子を作成することを想定しているが、解答ウェブサイトを作成し、リンクを QR コード化して指導書に掲載する方法についてもプロジェクト開始後に RIES と協議する。さらに、iTEAM2 で作成された CPD 動画教材等の補助教材を QR コードにより指導書に連携させるなど、費用対効果及び教師の活用可能性を念頭に置いた改定を検討する。

②改訂期間とC/P機関の体制

初等4～6年生の教科書・指導書改訂及び教科書のパイロットについては、RIESとの協議の結果、当初予定していた2027年9月から11月までの期間を前倒し・延長し、2027年4月から11月まで実施することとなっている。同期間は、RIESが担当する1～3年生の導入研修準備・実施と重複することを踏まえ、C/Pの作業負荷及び意思決定のタイミングに留意した実施計画を作成する。なお、RIESは約10名規模の改訂チームを編成し、担当学年及び単元を分担しつつ、改訂ワークショップを実施しながら協働的に改訂を進める方針である。

（３）成果２に関連する実施方針・留意事項[3]

①導入研修の想定（2026年7月の詳細計画策定調査時）

算数教科書及び指導書の導入研修は、マスタートレーナー研修、県研修講師研修、校長・教員向け研修から成る3段階のカスケード方式により、以下のように実施する想定である。

- マスタートレーナー研修：
  TTC 教官等を含む約 20 名をマスタートレーナーとして、RIES が中心となって養成する。
- 県研修講師への研修：
  各県では、RIES 及び教員教育・教育行政局（Department of Teacher and Educational Administration Development。以下「DTEAD」という。）の調整の下、マスタートレーナーが、県教育スポーツ局（Provincial Education and Sports Services。以下「PESS」という。）、郡教育スポーツ事務所（District Education and Sports Bureau。以下「DESB」という。）の Pedagogical Adviser（PA）及び TTC 教官等から構成される県研修講師に対して研修を実施する。
- 校長・教師への研修：
  DTEAD のサポートの下で PESS が中心となり、県研修講師が校長及び教員に対して研修を行う。調査時点では、各学年に対してそれぞれ 3 日間の研修が想定され、新たに設定される第６学年については他の学年よりも長い研修を行うことも検討されているが、詳細は今後 DTEAD を中心に決定される。研修会場としては、TTC 又は JICA の無償資金協力によって建設中である県教員研修センター（Provincial Teacher Development Center。以下、「PTDC」という。）の活用が想定される。

[3] 改訂教科書・指導書の趣旨や授業改善の考え方が校長及び教員に適切に伝達されるための研修内容、研修方法及び教材構成について以下の点に言及しながら提案すること。
・研修参加者が実際の授業実践につなげられるような演習や教材研究の方法
・研修の質を確保するための方法
・研修後の実践状況を把握し、必要な支援につなげるためのフォローアップ方法

②本業務で支援する範囲と方針

本成果には、算数科の導入研修に係る研修教材の開発、マスタートレーナー研修の実施、及び各県で実施される校長・教師向け導入研修の支援・モニタリングが含まれる。改訂教科書及び指導書の趣旨、特に子どもの能動的な学習の時間（Time on Task）の確保を含む授業改善の考え方が学校現場で適切に理解・実践されるよう、研修教材の内容、研修講師への伝達方法、下位研修の質の確保及び導入研修後のモニタリング方法について、DTEAD及びRIESと協議しながら具体化する必要がある。

（４）成果３に関連する実施方針・留意事項

①iTEAM2で構築された学校ベースのCPD

iTEAM2においては、対象7郡において初等算数に特化した学校ベースのCPDが構築されている。校長や Internal Pedagogical Service（IPS）が各DESBにより年2回開催されるCPD活動計画ワークショップに参加し、半期のCPD計画を立案、その後各学校においてCPD活動が実施される。実施報告はGoogle Formを通じて提出され、それら結果はGoogleダッシュボード上に集約され、DESBやPESS、DTEADがモニタリングする形となっている。詳細については配布資料内における「iTEAM2事業完了報告書（案）」を参照。

②対象郡と支援重複

学校レベルのCPDは、今のところiTEAM2の対象7郡から暫定35郡へ対象を拡大する計画である。各PESS・DESBによるCPD関連予算の確保、及びCPD活動計画ワークショップの自主的な実施方式については、2027年度（2027年秋から）の１年間についてはiTEAM2の事業中に多くのPESS・DESBとの協議されているものの、現時点ではその後を含め予算措置・実施方式について確定していないため、対象郡は暫定的な決定であることに留意する。

また、暫定対象35郡のうち18郡では、他の開発パートナーによるCPD支援が重複しており、学校及びDESBの負担の増加が懸念される。これらの郡においては、DTEADが関係PESS、DESB及び開発パートナーとの調整を主導し、研修の実施時期や報告方法等を調整することとなっているが、受注者はDTEADによる調整を支援し、開発パートナーと協議の上、支援内容を必要に応じて調整することが求められる。

③校内CPDの重点及び段階的改善[4] [5]

対象郡における校内CPDについて、2027年及び2028年は、初等1～6年生の改訂教科書及び指導書の効果的な活用を重点とする。特に、校内CPDにおいて教師同士が教科書の問題を解き合うことを通じて、教科書の内容や、想定される児童のつまずきへの対応について理解を深め、導入研修で扱った内容を学校現場で継続的に確認・実践できるよう工夫する。

2029年及び2030年は、校内CPDモデル及び内容の改善に取り組む。現行の校内CPDの報告・モニタリングはCPD活動実施の有無の確認に重点が置かれており、児童の算数学習状況を十分ふまえたものになっていない。このため、児童の学習成果データを校内CPDの計画、実施、モニタリングに活用する仕組みを構想し、校内CPDを活動実施の確認にとどめず、児童の算数学習成果に向けた校内CPDとすることが求められる。具体的には以下の方向性を検討する。

- 活用するデータ：
  教科書改訂で導入する単元末ミニテストの結果等、児童の算数学習状況を把握するために必要なデータを、学校内で蓄積する仕組みを構築する。また、Fundamental Quality Standard（FQS）等の児童の学習成果データを活用することを検討する。
- 活用例：
  - 学校内で児童の学習成果の上がっている教師から学ぶ CPD 活動を設計する。

[4] 改訂教科書・指導書の内容及び活用方法を学校現場で定着させるための学校ベースCPDの内容及び実施方法について以下の点に言及しながら提案すること。
・教師同士の学び合いをどのように促進するか
・校長、IPS及び教師がそれぞれどのような役割を担うか
・学校及びDESBによるモニタリング及び支援方法

[5] 児童の学習成果データを活用して学校ベースCPDを改善するための仕組みについて以下の点に言及しながら提案すること。
・どのようなデータを収集・分析し、それらをCPD活動の計画、実施及び改善にどのように活用するか
・学校、DESB、PESS及びDTEADがそれぞれどのようにデータを活用し、モニタリングや意思決定につなげるか

- 教師がCPDモニタリング・ダッシュボードを通じて、同一郡内の他校におけるCPD実施状況及び児童の学習成果データの関係性を参照できるようにし、学校間の相互学習につなげる。
- 校長・IPSがCPD活動計画ワークショップにおいて、学校間の児童の学習成果データ及び授業実践を比較して学び合い、共通課題を整理するとともに、児童の学習成果に資するCPD活動を計画できるようにする。
- DTEAD、PESS及びDESBが、CPDの実施状況に加え、児童の算数学習の状況を把握・モニタリングできるようにする。

④ラオス国全体のCPD施策との連携

本業務では、将来的な初等算数CPDの全国展開を見据え、ラオス国全体のCPD施策との整合性を確保することに留意する。ラオス政府は、BEQUALの支援により作成されたものを基盤とするCPDガイドラインの試行を進めており、統合CPDモニタリングシステムについても検討を進めている。ラオス国全体のCPD施策及び開発パートナーの支援状況を踏まえ、オーナーシップ及び援助協調の観点から、初等算数CPDの改善・拡大に向けた方策を継続的に検討することが求められる。また、派遣中の教育政策アドバイザー、ラオス政府による援助協調及びCPD施策の統合に向けた取組において連携する。

（５）教員養成課程にかかる支援について

DTEADからは、教員養成校（Teacher Training College。以下、「TTC」という。） の初等算数カリキュラムの改訂及びTTC教官の能力強化を本プロジェクトの成果に含めることについて要望があったが、TTC及び大学の再編に係る制度・人員配置等が未確定であることから、本プロジェクトのスコープには含めないこととした。受注者は、DTEADによる2027年以降のTTCカリキュラム改善の検討状況及びTTC・大学再編の進捗について情報収集を行い、必要に応じてJICAと対応方針を協議する。

（６）教師の行動変容や児童の学習に対する効果の把握[6]

本業務では、教科書・指導書の改訂及び校内CPDの改善・拡大のいずれについても、児童の学習変容にどのような効果をもたらしたかを明確に示すことが求められる。そのため、授業中における児童の学習活動や学習時間、及び学習定着の変化を把握できるデータ収集・分析計画を設計することが必要である。データ収集・分析方法については、RIES・DTEADを中心とするC/P機関との協議により、共通認識を持つことが重要である。

（７）教育スポーツ省による予算措置

本事業では、日本側は技術的支援に注力し、児童への教科書配布や教員に対する研修実施等にかかる資金面での支援は行わない方針で合意している。現在の予算分担は以下のように整理されているが、確実な予算確保の見通し及び必要な予算規模については、継続して確認や働きかけが必要である。受注者は、教育政策アドバイザーや現地滞在型専門家と連携しながら、担当部局との協議、予算状況に対する情報収集等、必要な働きかけが求められる。

- RIES
    - 初等 4～6 学年の教科書・指導書の改訂作業のためのワークショップ予算
    - 初等 4～6 学年の教科書・指導書の試行予算
    - マスタートレーナーに対する研修予算
    - 初等 1～3 学年及び 4～6 学年の教科書・指導書の印刷・配布予算の積算と計画局（Department of Planning and Finance）への提案
- DTEAD
    - 県研修講師に対する研修予算
- PESS
    - DESB に対する CPD 活動オリエンテーション会合の開催予算
- DESB
    - 各学校の校長・IPS に対する CPD 活動計画ワークショップの開催予算

[6] 教科書・指導書改訂や学校ベースCPDが児童の学習に与える効果を把握するためのデータ収集・分析計画について提案すること（子どもの能動的な学習の時間（Time on Task）、学習への効果をどのような指標で測定するかを含む）。

特に、教科書・指導書の印刷・配布費用については、確実な予算確保のめどが立っていないため、ラオス側への確認・働きかけ、それらに基づく対応方針の検討が求められる。また、成果1において、改訂スケジュールを前倒し・延長することに伴って発生する教科書開発およびパイロットのための追加費用については、定額計上の一般業務費に含まれる。これには、教科書改訂ワークショップ開催のための追加費用（ただし、本来スケジュールにおけるワークショップ開催費用についてはラオス側の予算としてRIESが計上）と、本案件で想定しているより大規模なパイロットを提案・実施する追加費用（ただし、RIESが計画しているドンカムサンTTCでの小規模な教科書パイロットの予算はRISEが計上）が含まれる。

（８）現地滞在型専門家との連携

本事業では、「CPD／教師教育／モニタリング」を担当する現地滞在型専門家の派遣を予定している。同専門家は、主に成果２及び成果３に関連し、各県における導入研修のモニタリングや、各PESS・DESB・学校のCPD関連活動に対する実施支援、現地関係機関・開発パートナーとの日常的な調整等を担うことが想定される。

特に成果３においては、受注者の設計するCPDの全体方針に対し、当該方針の現場実装を担うことが想定される。受注者は、CPDや導入研修の基本方針を検討・具体化するに当たり、同専門家が日常的な現場支援を通じて把握するPESS・DESB及び学校現場の状況、課題、好事例等を十分に踏まえる。また、同専門家は、受注者が策定する方針や教材等の検討に助言・参画し、現場での実施可能性及び持続性の観点から必要な意見を提供する。受注者及び同専門家は、定期的な打合せ、活動記録及びモニタリング結果の共有等を通じて相互に密に情報を共有し、それぞれの役割を踏まえつつ一体的に成果２及び成果３の達成を図る。

現地滞在型専門家は、本事業を通して把握されるラオス教育現場の課題やニーズについて、開発教育や教育分野における日本企業の海外展開支援の促進のための情報発信等を検討・実施する（特に、日本企業等による教育分野での国際協力、CSR活動、将来的なビジネス展開の検討に資するよう、現地ニーズや本事業の取組・成果を分かりやすく整理・発信することを検討する）。受注者は、上記の活動について、現地滞在型専門家と協力して実施する。

（９）教育政策アドバイザーとの連携

ラオス教育セクターにおいては、官房局（Permanent Secretary Office）に所属し、ESSSDP2026-2030の実施促進、教師教育・CPDに係る政策立案・実施支援、開発パートナー間の連携・調整、及びJICA関連事業間の連携促進を担う教育政策アドバイザーが派遣されている。同専門家は、教育スポーツ省内の関係部局及び開発パートナーとの日常的な情報共有・協議を行うとともに、教育スポーツセクターにおけるガバナンス強化を主題とする教育スポーツセクター・ワーキンググループ（ESWG）のフォーカルグループ5（FG5）の共同議長として、関係者間の情報共有・協議を促進する役割を担っている。同専門家との連携を通じ、教師教育及びCPD分野における政策・施策の調整・すり合わせ、支援の重複回避、協力の相乗効果の確保を図る。なお、2027年2月頃に現任者から後任者への交代が予定されている。

受注者は、成果１及び成果２に係る活動の実施に当たり、同専門家と適時情報を共有し、ESSSDP2026-2030、6・3・3制への移行、及び開発パートナーの支援動向との整合性を確認する。また、教育スポーツ省内における教科書改訂・配付、導入研修、学校ベースのCPD等に係る予算措置状況についても、同専門家が収集する情報の提供を受け、必要に応じて業務計画及び関係機関との協議に反映する。

また、成果３については、CPDガイドライン、統合CPDモニタリングシステム、他開発パートナーによるCPD支援との役割分担等について、同専門家から政策・援助協調上の助言を受けつつ、必要に応じてDTEAD、RIES、DOP、PESS・DESB及び開発パートナーとの協議・調整に反映する。受注者及び同専門家は、定期的な打合せ、関係会議の結果共有、活動進捗及び課題の共有等を通じて連携し、本事業の実施がラオス国全体の教師教育・CPD施策及びJICA教育協力の方向性と整合するよう留意する。

（１０）長期研修生

JICA長期研修「子どもの学びの改善」により、現在、RIES所属の職員3名が鳴門教育大学に留学している。このうち2名は算数チーム、1名はASLO等を担当する評価部署に所属しており、2名は2026年秋、1名は2027年秋に帰国予定である。また、2027年秋には新たに1名が同長期研修に参加する予定である。

これら長期研修生の研究内容、専門分野及び帰国後の所属・役割を把握し、教科書・

指導書の改訂、学校ベースのCPD改善、児童の学習改善の評価等において活用可能な知見がある場合には、C/P機関と協議の上、本業務に反映することを検討する。

第４条　業務の内容

１．共通業務

別紙３「共通業務内容」のとおり。

２．本業務にかかる事項

（１）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果１に関わる活動

- 活動 1-1：教科書・指導書改訂方針を策定する。
- 活動 1-2：教科書・指導書の改訂ドラフトを作成する。
- 活動 1-3：重点部分を選定し、教科書・指導書ドラフトの試行を実施する。
- 活動 1-4：教科書・指導書の改訂ドラフトを修正・最終化する。
- 活動 1-5：教科書・指導書改訂案の承認に向けた手続きを行う。
- 活動 1-6：関係機関と、教科書・指導書の印刷・配付に向けた調整を行う。

② 成果２に関わる活動

- 活動 2-1：初等 1・2・3 学年向けの算数導入研修の教材を開発する。
- 活動 2-2：初等 1・2・3 学年向けのマスタートレーナー研修を実施する。
- 活動 2-3：各県で実施される導入研修の支援・モニタリングを行う。
- 活動 2-4：初等 4・5・6 学年向けの算数導入研修の教材を開発する。
- 活動 2-5：初等 4・5・6 学年向けのマスタートレーナー研修を実施する。
- 活動 2-6：各県で実施される導入研修の支援・モニタリングを行う。

③ 成果３に関わる活動

- 活動 3-1：プロジェクトは、PESS・DESB による学校レベルの CPD 促進・モニタリングを支援する計画を策定する。

- 活動 3-2：PESS は DESB に対し、CPD 活動計画ワークショップのオリエンテーションを実施する。
- 活動 3-3：DESB は校長・IPS に対し、学校レベルの CPD 活動計画ワークショップを実施する。
- 活動 3-4：プロジェクト及び PESS・DESB は、学校レベルの CPD をモニタリングし、必要な支援を行う。
- 活動 3-5：プロジェクトは、学校レベルの CPD の実施・報告・モニタリング方法を改善し、開発パートナーとの連携を強化する。
- 活動 3-6：PESS は DESB に対し、改善後の CPD 活動計画ワークショップのオリエンテーションを実施する。
- 活動 3-7：DESB は校長・IPS に対し、改善後の学校レベルの CPD 活動計画ワークショップを実施する。
- 活動 3-8：プロジェクト及び PESS・DESB は、改善後の学校レベルの CPD をモニタリングし、必要な支援を行う。
- 活動 3-9：プロジェクトは、CPD ガイドライン、統合 CPD モニタリングシステム及び開発パートナーとの協調を図り、初等算数 CPD の改善・拡大を継続的に提案する。

（2）本邦研修

☒本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注

者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、ベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P 機関の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

第５条　報告書等

１．報告書等

☒本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務開始から1カ月以内	日本語 英語	電子データ	
ベースライン調査報告書（ベースライン・エンドライン調査計画含む）	ベースライン調査実施から3カ月以内	英語	電子データ	
半期報告・レビュー報告書	業務開始から6カ月ごと	日本語 英語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	
エンドライン調査報告書	契約履行期限3か月前	英語	電子データ	

業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	CD-R	3部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	CD-R	3部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（1）業務計画書

共通仕様書第６条に記された内容を含めて作成する。

（2）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② プロジェクト実施の基本方針
③ プロジェクト実施の具体的方法
④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
⑥ 業務フローチャート
⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
⑧ 要員計画
⑨ 先方実施機関便宜供与事項
⑩ その他必要事項

（3）半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）

② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）

③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）

④ プロジェクト目標の達成度

⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

(ア)PDM（最新版、変遷経緯）

(イ)業務フローチャート

(ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料

(エ)人員計画（最終版）

(オ)研修員受入れ実績

(カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）

(キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）

(ク)合同調整委員会議事録等

(ケ)その他活動実績

（５）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

２．技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

（１）初等 4－6 年算数教科書

（２）初等 4－6 年算数指導書

（３）改訂された CPD 関連資料

３．コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

（１）今月の進捗、来月の計画、当面の課題

（２）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項

（３）詳細活動計画（WBS 等の活用）

（４）活動に関する写真

第６条　再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	ベースライン・エンドライン調査	算数の授業中における児童の学習活動や学習時間、及び算数の学習成果の変化を把握できる評価枠組みを設計するためのデータ収集等	各１回	定額計上

第７条　機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	パソコン	事務所備品として一般的な仕様	10	事業用物品	本見積

2	ビデオカメラ	事務所備品として一般的な仕様	2	事業用物品	本見積
3	印刷機	事務所備品として一般的な仕様	2	事業用物品	本見積
4	プロジェクター	事務所備品として一般的な仕様	2	事業用物品	本見積
5	オフィス家具	業務に必要な家具一式		事業用物品	本見積
6	PC関連機器	その他の関連機器一式		事業用物品	本見積

第８条　「相談窓口」の設置

　発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１

案件概要表

１．案件名（国名）

国　名： ラオス人民民主共和国（ラオス）

案件名：

- 和名：初等教育における算数指導力・学習強化プロジェクト
- 英名：The Project for Strengthening Teaching Capacity and Learning for Primary Mathematics Education（以下、「iTEAM3」という。）

２．事業の背景と必要性

（１） 当該国における教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ラオスでは、初等教育へのアクセスは着実に改善している一方、児童の学習成果、特に算数の基礎的理解をより多くの児童に定着させることが引き続き重要な課題である。東南アジア地域における学力テストであるSoutheast Asia Primary Learning Metrics（以下、「SEA-PLM」という。）2024では、ラオスの小学校５年生の算数平均点は2019年から微増しており、一定の改善傾向が確認されている。他方で、算数の理解度が低い児童の割合は東南アジア諸国連合（ASEAN）の平均９％に対しラオスでは３０％、算数の基礎的習熟度に達している児童の割合はASEAN平均53%に対しラオスでは１１％にとどまっており、依然として大きな改善余地がある。全国的な学力向上のためには、児童が初等算数の学習内容を段階的かつ確実に理解できるよう、教材、授業実践及び教師支援を連動させて改善していく必要がある。

ラオス政府は、第１０次教育スポーツセクター開発計画（Education, Science and Sports Sector Development Plan。以下「ESSSDP」という。）2026-2030において、初等教育段階における十分な知識及び技能を備えた教員の育成を優先課題として位置付けている。あわせて、教師の能力向上に向けた継続的専門能力開発（Continuous Professional Development。以下、「CPD」という。）の制度化及び学校単位における実施の強化を、同優先課題における重要な柱として位置付けている。

同時に、ラオス政府は教育制度を5-4-3制から6-3-3制へ移行する方針を示しており、初等教育が5年制から6年制へ移行することに伴い、初等算数の学習内容を新たな学年構成に合わせて再編する必要が生じている。特に、現行の4・5年生の内容を4・5・6年生に再配分することが検討されており、これは高学年内容の過密さを緩和し、児童の理解に応じた学習の積み上げを可能にする機会となり得る。先行案件である「初等算数授業改善のための教員指導力強化プロジェクト」（Project for Strengthening Teacher Capacity to Improve Primary Mathematics Lessons。以下、「iTEAM2」という。）における授業観察等では、教師が教科書に沿った授業を試みている一方、問題提示、協議、練習問題の時間配分が難しく、児童の能動的な学習時間が十分に確保されにくい場面が確認されている。このため、今回の改訂は、学習内容を新たな学年構成に再配分するだけでなく、教師にとって授業の意図や進め方を把握しやすい教科書・指導書へ改善し、その趣旨を導入研修及びCPDを通じて授業実践に結び付ける機会である。ラオス政府が重視する教師育成・CPDの強化と、6-3-3制移行に伴うカリキュラム・教材改訂を同時に進めることで、教材改善と教師支援を相互に補完させ、初等算数の授業改善に向けた相乗効果が期待できる。

本事業は、JICAがこれまで支援してきた「初等教育における算数学習改善プロジェクト」（Improving Teaching and Learning Mathematics for Primary Education。以下「iTEAM1」という。）及びiTEAM2の成果を基盤とし、6-3-3制への移行に伴う初等算数教育の改革を技術面から支援するとともに、iTEAM2で構築された初等算数CPDシステムを強化・展開するものである。具体的には、初等算数の教科書・指導書改訂、導入研修、対象地域におけるCPDの継続・拡大及び改善を接続して支援する。これにより、改訂教材の趣旨が教師に理解され、授業において児童が問題に取り組み、考え、練習する時間が確保されるよう、教材改善と教師支援を連動させることを目指す。

（２） ラオスに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

日本政府の「対ラオス人民民主共和国国別開発協力方針」では、重点分野の一つである「産業の多角化と競争力強化、そのための産業人材育成」の下、教育環境の整備、教員の質の改善及び理数科教育の強化等への支援が位置付けられている。本事業は、初等段階における算数の基礎学力を改善し、理数科教育の基盤を強化することを通じて、将来的な産業人材育成を支える基礎教育の質の向上に貢献するものである。

JICAは、これまでラオスにおいて、理数科教育、教員養成、現職教員研修、学校運営及び教育施設整備を支援してきた。特にiTEAM1では初等算数教科書・指導書の開発を支援し、iTEAM2では当該教科書・指導書の活用を促進するため、学校レベルのCPDモデル構築やオンラインCPD教材の開発等に取り組んできた。また、無償資金協力により、教員養成校（Teacher Training College。以下、「TTC」という。）や県教員研修センター（Provincial Teacher Development Center。以下、「PTDC」という。）等、教員養成及び現職教員研修を支える施設・機材面の基盤整備にも取り組んできた。これらの協力により、本事業で活用すべき教材開発、教師支援、CPD及び教員教育基盤に関する知見が蓄積されている。

一方、ラオス政府による6-3-3制への移行により、iTEAM1及びiTEAM2の開始時点で前提としていた５年制初等教育の枠組みが変更されることとなった。このため、既存の教科書・指導書を単に継続使用するのではなく、これまでの成果を活用しつつ、6年制初等教育のカリキュラム構成、児童の理解状況及び教師の実施可能性に合わせて、発展的に再編・改訂する必要がある。本事業における教科書・指導書改訂は、iTEAM1及びiTEAM2で蓄積された教材開発・授業改善の成果を、６年制初等教育の下でも有効に機能させるための発展的更新として位置付けられる。

JICAの教育分野におけるグローバルアジェンダにおいて、本事業は「教科書・教材開発を通じた学びの改善」クラスターに位置付けられる。同クラスターでは、相手国の児童及び教師の実態に即した教科書・教材の開発、児童が授業中に能動的に学習する時間の確保、教員の心理的動機づけに即した研修・CPDの方略開発等を重視している。本事業は、初等算数の教科書・指導書を児童及び教師の実態に合わせて改訂し、導入研修及びCPDを通じて教師による効果的な実践を支援することで、児童の能動的な学習時間の確保を目指す点において、同クラスターの方向性と整合する。

また、本事業は、教育スポーツ省の政策調整を支援する教育政策アドバイザー、無償資金協力「教員養成校改善計画」及び「県教員研修センター整備計画」等、JICAの関連協力とも補完関係を有する。教育政策アドバイザーがESSSDP2026-2030、6-3-3制移行、教師教育及びCPD制度に関する政策・制度面の調整を支援する一方、本事業は初等算数分野における教材改訂、導入研修及びCPDの実施面・技術面を支援する。加えて、JICAが無償資金協力を通じて支援してきたTTC及びPTDC等の教員養成・研修基盤

も、教師教育及びCPDの実施を支えるものであり、本事業はこれらを含むJICA協力の蓄積を踏まえて実施される。

（３） 他の援助機関の対応

ラオスの基礎教育分野では、教育のためのグローバル・パートナーシップ（Global Partnership for Education。以下、「GPE」という。）、世界銀行、アジア開発銀行（Asian Development Bank。以下、「ADB」という。）、UNICEF、オーストラリア政府によるBasic Education Quality and Access in Lao PDR（以下、「BEQUAL」という。）、Save the Children等が、学習成果改善、教師教育、CPD、教育制度強化等に関する支援を実施している。GPEのLearning and Equity Acceleration Project（以下、「LEAP」という。）、System Transformation Grant（以下、「STG」という。）及びSystem Capacity Grant（以下、「SCG」という。）では、基礎的学力の向上、教育制度改革、CPD管理情報システム等に関する支援が進められている。各事業については「（８）他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担」のとおり。

6-3-3制への移行に関しては、初等・中等のカリキュラム改訂、教科書・指導書改訂、導入研修、教員研修、教材配布、予算措置等が複数部局及び複数の開発パートナーに関係する。一方、案件形成時点では、教育スポーツ省内及び開発パートナー間において、各支援の対象範囲、実施時期、教材配布・研修実施に係る役割分担等に整理を要する点が残されている。そのため、本事業の形成及び実施に当たっては、教育スポーツ省、BEQUAL、ADB、GPE、世界銀行、UNICEF等の関係機関と密に情報共有を行い、支援の重複を避けつつ相乗効果を確保し、制度改革の進捗に応じて柔軟に対応することが求められる。

３．事業概要

（１） 事業目的

本事業は、教科書・指導書の改訂、導入研修に向けた研修教材の開発とマスタートレーナーの養成を行い、また対象郡において、初等算数CPDシステムの改善・展開を行うことにより、対象郡における初等算数授業の指導実践の強化を図り、もって対象郡の児童の初等算数の学力の向上に寄与するもの。

（２） プロジェクトサイト／対象地域名

1） 成果１：全国
2） 成果２：全国
3） 成果３：iTEAM2において県教育スポーツ局(Provincial Education and Sports Services。以下「PESS」という。）がCPD実施拡大を検討している以下の暫定35郡。[7]
   - ウドムサイ県（サイ郡・ナモー郡）

[7] 本成果の対象郡を、上位目標及びプロジェクト目標における対象郡とする。なお、本成果の対象郡は、各PESSおよび郡教育スポーツ局（District Education and Sports Bureau)によるCPD関連予算の確保が確定した後に最終的に決定される。

- サイニャブリー県（全 11 郡）
- ルアンパバーン県（ルアンパバーン郡・シエンヌエン郡・ナーン郡・パックセーン郡）
- ビエンチャン特別郡（ハドサイフォン郡・サイセッター郡・ナーサイトン郡）
- ボリカムサイ県（パクサン郡・ターパバート郡・パッカディン郡）
- チャンパサック県（全 10 郡）
- アッタプー県（サマッキサイ郡・サイセッター郡）

（３） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

1） 直接受益者：
- 対象郡の小学校教師 約 7400 人
- 導入研修における初等算数のマスタートレーナー20 人

2） 最終受益者：対象郡の小学校児童 約 17 万人

（４） 総事業費（日本側）：4.32 億円

（５） 事業実施期間：2027 年 1 月～2030 年 12 月を予定（計 48 カ月）

（６） 事業実施体制：教育スポーツ省の以下の部局・役職が実施を担う。

1） 教育スポーツ省副大臣：Project Director

2） 官房局（Permanent Secretary Office）
- 局長が Project Manager を担う

3） 国立教育科学研究所（Research Institute for Educational Science。以下、「RIES」という。）
- 所長が Project Co-manager を担い、成果１・２の活動を主導

4） 教員教育・教育行政局（Department of Teacher and Educational Administration Development。以下、「DTEAD」という。）
- 局長が Project Co-manager を担い、成果３の活動を主導

5） 普通教育局（Department of General Education。以下、「DGE」という。）

6） 計画局（Department of Planning and Finance。以下、「DOPF」という。）

（７） 投入（インプット）

1） 日本側

① 専門家派遣
- コンサルタントチームによる専門家：４名
  - 総括／援助協調／算数教育 1
  - 副総括／CPD1／教員研修 1
  - 教材開発 1／教員研修 2／CPD2

- 教材開発 2／教員研修 3／モニタリング
- 現地滞在型専門家：1 名（CPD／教師教育／モニタリング）

② 研修員受け入れ：算数教育、教師教育分野
③ 機材供与：PC 等
④ 活動にかかる諸費用

2) ラオス側
① カウンターパートの配置
- Project Director 等の配置
- RIES 算数チームを中心とした教科書・指導書改訂チームの編成

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
- 教育スポーツ省内の執務スペース（RIES・DTEAD に各一か所ずつ）
- 執務スペースにおける光熱費・インターネット費
- 費用負担：プロジェクト実施にかかる主に以下の費用の負担
  - 成果１：改訂ワークショップの開催費用、教科書・指導書の試行費用、教科書・指導書の印刷・配付費用
  - 成果２：マスタートレーナー研修実施費用、県の研修講師への研修実施費用
  - 成果３：各 PESS による郡教育スポーツ局（District Education and Sports Bureau。以下、「DESB」という。)向け CPD オリエンテーション開催費用、 DESB による CPD 活動計画ワークショップ開催費用

（８） 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動
- 初等教育における算数学習改善プロジェクト（iTEAM1）：
  2016 年～2023 年実施。初等算数教科書・指導書の開発を支援した。本事業は、iTEAM1 で蓄積された教材開発の成果を基盤とし、6-3-3 制移行に伴う新カリキュラム構成に合わせて、教科書・指導書を発展的に改訂する。
- 初等算数授業改善のための教員指導力強化プロジェクト（iTEAM2）：
  2023 年～2026 年実施。iTEAM1 で開発された教科書・指導書の活用を促進するため、CPD 教材の作成、TTC 教官の能力強化、TTC 附属校における算数教育モデルの構築、学校ベースの初等算数 CPD システムの導入を支援している。本事業は、iTEAM2 で構築された CPD システムを継続・改善し、対象県内での展開を図る。
- 教員養成校改善計画（無償資金協力）：
  2024 年完工。TTC 及び TTC 附属校の施設・機材整備を支援した。TTC 及び TTC 附属校は、教員養成及び新初等算数カリキュラム実践の拠点として、本事業の成果３と関連する。教育スポーツ省の組織改編に伴い、TTC の位置付け及び役割が整理されつつあるため、本事業では関係部局と協議しながら、これらの施設・人材を継続的に活用する。
- 県教員研修センター整備計画（無償資金協力）：
  2028 年完工予定。TTC が設置されていない地域における現職教員研修及び CPD

の実施基盤となる PTDC の整備を支援している。本事業では、導入研修における県レベルのマスタートレーナー研修、及び PESS・DESB に対する CPD モニタリング研修等において、PTDC の活用可能性を関係部局と協議する。

- 教育政策アドバイザー：
  2027 年 2 月まで現任、2027 年 2 月以降後任を派遣予定。ESSSDP2026-2030、6-3-3 制移行、教師教育、CPD 制度及び援助協調に関する政策・制度面の調整を支援する。本事業では、現地滞在型専門家（教師教育・CPD）と教育政策アドバイザーが密接に連携し、教師教育及び CPD に関するドナー協調の観点から、本事業の成果発現を支える。

2） 他の開発協力機関等の援助活動

- BEQUAL（オーストラリア政府）：
  算数以外の初等教育における複数教科のカリキュラム開発、教員研修、CPD ガイドラインの策定支援、ラオス語支援及び複式学級改善等に取り組んでいる。本事業では CPD 制度等について BEQUAL と情報共有を行い、相互補完を図る。
- ADB：
  中等教育段階のカリキュラム改訂支援を実施している。6-3-3 制移行では初等・中等のカリキュラム接続が重要となるため、本事業では、特に初等 6 年生と中等 1 年生の算数・数学内容の整理に関し、ADB 支援との整合を確認する。
- GPE：
  LEAP、STG 及び SCG 等を通じ、基礎的学力の向上、教育制度改革、CPD 管理情報システム等に関する支援を実施している。本事業では、6-3-3 制移行、CPD 制度化、教員研修及び教材配布等に関する GPE 関連支援の動向を確認し、必要に応じて連携を図る。JICA は GPE 基金を管理する Grant Agent の資格を取得しており、ラオスは将来的に Grant Agent を受託する想定国に挙げられている。
- EU：
  教育分野における財政支援を通じ、CPD を含む教員開発に係る政策・予算措置を後押ししている。本事業では、初等算数 CPD の実施状況、成果及び課題を共有し、CPD 制度の実施強化に向けた政策・予算面の整合を図る。
- UNICEF：
  幼児教育、基礎教育、形成的評価、ICT 戦略及び教育プラットフォーム等に関する支援を実施している。本事業では、CPD 実施のモニタリングについて、ラオス政府による統合モニタリングシステムの構築も見据え、UNICEF が支援する教育モニタリングプラットフォーム（LESMIS）との連携可能性を確認する。

（９） 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1） 環境社会配慮

①カテゴリ分類：C

②本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。なお、本事業は、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と矛盾がないものである。

2） 横断的事項：

障害主流化に関し、詳細計画策定調査の結果、対象地域において、身体障害を

有する児童が一定数在籍する状況を確認した。本事業においては、対象地域の障害児のアクセスや参画にかかる課題解決に向けた直接的な活動は想定しないが、特に教科書・指導書の改訂において、SDGs ゴール 4（全ての人に包括的で公正な質の高い教育）及び JGA「誰一人取り残さない教育の改善クラスター」のもと、障害の有無にかかわらず全ての子どもが平等に教育の機会が確保されるよう考慮する。また、導入研修や学校レベルの CPD の展開においても、BEQUAL の展開するインクルーシブ教育の取り組みと連携しつつ、障害主流化の視点が確保されるように考慮する。

3) ジェンダー分類：【対象外】GI（Gender Informed）
＜分類理由＞
案件形成においてジェンダーの視点を踏まえて検討を行ったが、プロジェクトで取り組む具体的なジェンダー関連活動及び指標の設定には至らなかったため。ただし、ベースライン調査等において、教師の能力を測定する際には、男女別の分析を行う。また、初回の教員研修時においては、ジェンダー間の参加率に偏りが生じていないか確認する等、必要に応じて調査の上、取組を検討する。

（１０）その他特記事項：特になし

4．事業の枠組み

（1） 上位目標・プロジェクト目標

- 上位目標：対象郡において、児童の初等算数の学力が向上する。
  指標：対象郡における算数の学力テスト（SEA-PLM 等）の向上
- プロジェクト目標：対象郡において、初等算数授業の指導実践が強化される。
  指標：対象郡における初等教員の算数教科知識の向上
  指標：対象郡における、授業中の児童の能動的な学習時間（Time on Task[8]）の増加

（2） 成果

- 成果１：初等 4～6 学年の算数の教科書・指導書が改訂される。[9]
- 成果２：初等 1～6 学年の改訂された算数の教科書・指導書の導入研修を行うマスタートレーナーが養成される。
- 成果３：対象郡において初等算数 CPD が普及・改善される。

（3） 主な活動

[8] 本プロジェクトにおけるTime on Taskは、教科書の5段階の問題解決型学習構造のうち、STEP4「Doing Exercise」において、児童が問題に取り組む、他の児童に解法を説明する、他の児童から説明を受ける、又は教科書・ノートを参照して学習内容を確認する時間と定義する。
[9] 本案件により改訂される教科書・指導書は初等4,5,6学年であり、初等1,2,3学年については教育スポーツ省により改訂される。

- 成果１に係る活動
  - 1-1：教科書・指導書改訂方針を策定する。
  - 1-2：教科書・指導書の改訂ドラフトを作成する。
  - 1-3：重点部分を選定し、教科書・指導書ドラフトの試行を実施する。
  - 1-4：教科書・指導書の改訂ドラフトを修正・最終化する。
  - 1-5：教科書・指導書改訂案の承認に向けた手続きを行う。
  - 1-6：関係機関と、教科書・指導書の印刷・配付に向けた調整を行う。
- 成果２に係る活動
  - 2-1：初等 1・2・3 学年向けの算数導入研修の教材を開発する。
  - 2-2：初等 1・2・3 学年向けのマスタートレーナー研修を実施する。
  - 2-3：各県で実施される導入研修の支援・モニタリングを行う。
  - 2-4：初等 4・5・6 学年向けの算数導入研修の教材を開発する。
  - 2-5：初等 4・5・6 学年向けのマスタートレーナー研修を実施する。
  - 2-6：各県で実施される導入研修の支援・モニタリングを行う。
- 成果３に係る活動
  - 3-1：プロジェクトは、PESS・DESB による学校レベルの CPD 促進・モニタリングを支援する計画を策定する。
  - 3-2：PESS は DESB に対し、CPD 活動計画ワークショップのオリエンテーションを実施する。
  - 3-3：DESB は校長・IPS に対し、学校レベルの CPD 活動計画ワークショップを実施する。
  - 3-4：プロジェクト及び PESS・DESB は、学校レベルの CPD をモニタリングし、必要な支援を行う。
  - 3-5：プロジェクトは、学校レベルの CPD の実施・報告・モニタリング方法を改善し、開発パートナーとの連携を強化する。
  - 3-6：PESS は DESB に対し、改善後の CPD 活動計画ワークショップのオリエンテーションを実施する。
  - 3-7：DESB は校長・IPS に対し、改善後の学校レベルの CPD 活動計画ワークショップを実施する。
  - 3-8：プロジェクト及び PESS・DESB は、改善後の学校レベルの CPD をモニタリングし、必要な支援を行う。
  - 3-9：プロジェクトは、CPD ガイドライン、統合 CPD モニタリングシステム及び開発パートナーとの協調を図り、初等算数 CPD の改善・拡大を継続的に提案する。

５．前提条件・外部条件

（１） 前提条件

- 2026 年 3 月に教育スポーツ省により発表された General Education System Improvement Action Plan における初等カリキュラム改訂スケジュールが、おおむね計画どおりに進行する。
- 初等 1～3 学年の改訂教科書・指導書の内容が教育スポーツ省により承認される。（成果 1 に関連）
- 初等 1～6 学年の改訂教科書・指導書の印刷・配付予算が教育スポーツ省によ

り確保さる。（成果 1 に関連）
- 対象郡の PESS 及び DESB において、CPD 活動計画ワークショップの予算が確保される。（成果 3 に関連）

（２） 外部条件
- ESSSDP において、CPD を軸とした教師の能力強化が継続して重視される。
- 治安悪化や災害などが発生せず、児童が継続して学習できる環境が継続する。

６．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

JICAの「教科書・教材開発を通じた学びの改善」クラスターに位置付けられる類似案件として、エルサルバドル「初中等教育算数・数学指導力向上プロジェクト」（Project for the Improvement of Mathematics Teaching in Primary and Secondary Education in El Salvador。以下、「ESMATE」という。）及びニカラグア「初等教育における算数に親しむ学習プロジェクト」（Project for Mathematics Friendly Learning in Primary Education of Nicaragua。以下、「NICAMATE」という。）等がある。これらの案件から得られた教訓を踏まえ、本事業では、以下の観点を参考に事業設計及び実施上の工夫を検討する。

- **現地の児童・教師に即した教材開発**
  ESMATE 及び NICAMATE 等では、相手国の児童及び教師の実態に即した教科書・教材を開発すること、また児童が授業中に問題に取り組み、考え、練習する能動的な時間を確保することの重要性が教訓として整理されている。本事業においても、これらの教訓を参考に、iTEAM1 で導入された教科書における問題解決型学習の考え方を活かしつつ、iTEAM2 の運営指導調査等で確認された、教師のとっての問題提示・協議・練習問題の時間配分の難しさや、結果として児童の能動的な学習時間が十分に確保されにくいという現状を踏まえ、教師にとってより扱いやすい教科書・指導書への改訂を検討する。具体的には、問題解決型学習の良さを維持しながら、教師が授業の意図や進め方を把握しやすく、児童が練習問題に取り組む時間を確保しやすい紙面構成、練習問題の配置・量、指導書の記述方法等を検討する。
- **形成的評価を組み込んだ教材・授業改善（教師の動機づけを含む）**
  類似案件の教訓を踏まえると、教材開発においては、教師の授業実践を支援するだけでなく、児童の理解状況を把握し、授業改善につなげる視点を組み込むことが重要である。本事業では、改訂教科書・指導書を、教師が授業手順を追うことに過度に注力する教材ではなく、児童の理解状況を確認しながら授業を進めやすい教材とすることを検討する。具体的には、練習問題に理解確認のための重点問題を設けること、単元末に短い確認問題を設けること等により、形成的評価の視点を教材及び授業実践に組み込むことが考えられる。これにより、各学校で児童の理解状況を蓄積し、CPD 活動を児童の学びの改善に結び付ける可能性を検討する。また、児童の学習定着に成果を上げている教師の実践が、学校内又は郡単位

で適切に共有・評価されることにより、教師の動機づけの向上にもつながることが期待される。

- **CPD モニタリングと学校間の学び合い（校長・IPS の動機づけを含む）**
  CPD を児童の学びの改善に結び付けるためには、CPD 活動の実施有無だけでなく、児童の理解状況を踏まえて活動を振り返る仕組みが重要である。本事業では、単元末確認問題等の結果を CPD 実施報告に含めることや、DESB、PESS 及び教育スポーツ省が CPD の実施状況と学習改善の関係を把握できる形でモニタリングすることを検討する。また、DESB が実施する CPD 活動計画ワークショップ等を、各学校の CPD 実施状況と児童の単元末確認結果を比較し、校長や IPS が学校間で効果的な CPD のあり方を協議する場として発展させることも検討する。これにより、CPD を学校内の活動にとどめず、学校間での学び合いと相互刺激を通じた授業改善につなげることが期待される。また、CPD 報告を可視化するダッシュボード又は類似の仕組みを教師自身が確認できるようにすることを検討したい。

7．評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、教科書・指導書の改訂、導入研修教材の開発とマスタートレーナーの養成、及びCPDシステムの強化・展開を通じてラオスにおける小学校算数科の学びの改善を図るものであり、SDGsゴール4「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進 」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

以上

別紙２

共通留意事項

１．必須項目

（１）討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

（２）C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

（３）プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix）、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

（４）開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

（5）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（6）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2．他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、半期報告・レビュー報告書、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第４条「２．本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添１「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

別紙３

共通業務内容

１．業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第２期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

２．合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCC は、１年に１度以上の頻度で、（R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

３．成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1 年に 1 回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提

出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。

- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4．広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5．業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：初等算数教科書・指導書の開発・改訂および教師の CPD にかかる各種業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

８）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙４ プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

① 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2 号）】対象国及び類似地域：　全途上国

② 語学能力：　英語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

本件に係る業務工程は2027年1月に開始し、2030年12月に終了することを目途とします。詳細は「第２章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してく ださい。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途

約　52.58　人月

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

２）渡航回数の目途　延べ48回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ベースライン調査
- エンドライン調査

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部基礎教育グループから配付しますので、hmgbe@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- 討議議事録（Record of Discussions：R/D）
- ITEAM2 事業完了報告書（案）
- エンドライン調査報告書（案）
- CPDマニュアル・CPDハンドブック（iTEAM2作成）
- CPDガイドライン（ラオス教育省作成）
- 改訂版初等・前期中等カリキュラム（案）
- 教育政策アドバイザー 案件概要表

- 10th EDUCATION, SCIENCE AND SPORTS SECTOR DEVELOPMENT PLAN 2026-2030 (ESSSDP 2026-2030)
- (Draft) General Education System Improvement Action Plan
- 出張時授業観察記録
- ラオス長期研修員ニカラグア出張記録

２） 公開資料

- iTEAM1 事業完了報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/245/245/245_112_12375598.html

- ITEAM1 で開発された初等教科書・指導書

https://www.jica.go.jp/activities/issues/education/materials/math/laos/lao.html

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（＊語⇔＊語）	無（C/Pとの間では英語可ですが、プロジェクトサイトでのコミュニケーションはラオ語となります）
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無（前フェーズからの物品の引継ぎの可能性はありますが、プロポーザルにおいては全て新規購入として計上してください）
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

１）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方

にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

３．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案･別見積として提案します。
② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】
315,098,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。
※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

（３）別見積について（評価対象外）
以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
２） 上限額を超える別提案に関する経費
３） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について
本案件は定額計上があります（13,500,000 円（税抜））。
以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。
また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。
定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	ベースライン調査	第2章　特記仕様書（案）第６条	5,000,000円		再委託費

2	エンドライン調査	第2章　特記仕様書（案）第６条	5,000,000円		再委託費
3	教科書改訂・パイロット追加費用	第2章　特記仕様書（案）第３条 ２（２）②および（7）	3,500,000円		一般業務費

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

１）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙４：プロポーザル評価配点表

別紙４

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**	
（１）類似業務の経験	6	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	（4）	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**（70）**	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
（２）要員計画／作業計画等	（10）	
ア）要員計画	5	
イ）作業計画	5	
３．業務従事予定者の経験・能力	**（20）**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
１）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**（20）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
２）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**（－）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	－	4
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	1
エ）その他学位、資格等	－	1
３）業務管理体制	**（－）**	**（4）**